

一般社団法人秋田県サッカー協会ホームページのバナー広告掲載利用規約

第1条（目的）

一般社団法人秋田県サッカー協会ホームページのバナー広告掲載利用規約（「本規約」という。）は、一般社団法人秋田県サッカー協会（以下「当協会」という。）が運営する一般社団法人秋田県サッカー協会ホームページバナー広告掲載（「バナー広告」という。）を利用する広告利用者（「広告主」という。）との権利、義務及び責任事項を規定する事を目的とする。

第2条（広告の規格等）

広告の規格等は、次のとおりとする。

（1）規格

バナーサイズ規格統一の為、当協会委託企業が作成する。
会社のロゴデータを準備すること。（pdf.ai.psd）

（2）掲載位置

広告の位置はトップページ、スライドショー下部

（3）広告掲載期間及び広告掲載料

広告掲載期間は1年とする。

広告掲載料は、基本 30,000 円。

第3条（広告掲載の申込）

広告主は、バナー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）により、広告原稿を添付して当協会に申し込むものとする。

当協会は必要に応じて申込みの際に広告主の業務内容が分かる書類の掲示又は提出を求めることができるものとする。

掲載内容が公序良俗に反するものおよび当協会が相応しくないと判断した場合は、申込みを受け付けない。

第4条（審査）

当協会が広告主からの申込書の提出を受けた場合には、広告主は必要書類を当協会に提出する。審査を行い、掲載の可否を広告主に通知する。

第5条（広告掲載料の支払い）

広告掲載の決定を受けた広告主は、当協会が指定する期日までに広告掲載料を支払う。

第6条（広告原稿の作成及び提出）

広告原稿は、広告主の負担で作成し、当協会が指定する方法にて期日までに提出するものとする。

第7条（広告の掲載に伴う責任等）

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

【付則】

第1条 施行日

本規約は 2015 年 6 月 27 日から施行する。